8. 地域生活支援事業等

移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出をする場合、ヘルパーによる移動の介護を行います。

対 象 者

全身にわたり障がいのある方、重度の知的に障がいのある方、重度の精神に障がいのある方

利用の要件

- ●冠婚葬祭への出席などの社会生活上必要不可欠な外出
- ●講演会やレジャーなど余暇活動等社会参加のための外出
- ●宿泊を伴わず、一日の範囲内で用務を終える外出に限る
- ●通勤、営業等の経済活動に係る外出、ギャンブルや飲酒を目的とした外出等社会通念上適当でない外出、募金、宗教、政治活動等特定の利益を目的とする団体活動に係る外出、通学・通所・通勤等、通年・長期の外出は利用不可。ただし、通学、施設、作業所への通所の際、保護者の出産病気等やむを得ない事情で一時的に必要な場合は利用可。

利用者負担額

原則1割 ※所得に応じ利用者負担上限額があります。

窓口

お問合せ…障がい福祉課 自立支援係 電話 525-3746 FAX 533-5263 申請窓口…障がい福祉課

訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい児・者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

対 象 者

- ●この事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体に障がいのある方
- ●障がい児 ※サービス利用は条件有。詳しくはお問い合わせください。

利用者負担額

原則1割 ※所得に応じ利用者負担上限額があります。

窓口

お問合せ…障がい福祉課 自立支援係 電話 525-3746 FAX 533-5263 申請窓口…障がい福祉課

日中一時支援事業

日中の活動の場を提供し、障がいのある方の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な 負担軽減を図ります。

対 象 者

- ●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、
- ●自立支援医療(精神通院医療)の支給者

利用者負担額

原則1割 ※所得に応じ利用者負担上限額があります。

窓口

お問合せ…障がい福祉課 自立支援係 電話 525-3746 FAX 533-5263 申請窓口…障がい福祉課



成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効な対象者に、財産管理等の支援が必要な際、成年後見制度利用支援をすることにより権利擁護を行います。

対 象 者

知的に障がいのある方又は精神に障がいのある方

利用者負担額

原則無料 ※裁判所の決定により費用が発生する場合があります。

窓口

お問合せ…障がい福祉課 自立支援係 電話 525-3746 FAX 533-5263 申請窓口…障がい福祉課

障がい者地域生活支援ネットワーク事業 【地域生活支援拠点等整備事業】

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して生活できるよう障がいのある方とご家族を地域全体で支える体制を整備します。

1. コーディネーター事業

「親亡き後」が懸念される方と緊急時の支援が見込めない世帯の事前把握、緊急時の常時連絡体制 の確保、緊急時の相談支援専門員(コーディネーター)による相談・支援を実施します。

2. 緊急一時受入事業

介護者が急病等の緊急時、障がいのある方の自宅生活ができなくなった際、短期入所施設・グループホームにて一時的に保護を行います。(1回あたり最大14日まで)

※短期入所の支給決定者は、障害者総合支援法におけるサービスが優先となります。

3.自立応援体験事業

親元からの自立や入所施設や病院からの地域移行を目指す方を対象に、グループホームでの共同生活や一人暮らし体験を提供します。(1月あたり最大7日まで)

対 象 者

福島市に住所のある18歳以上の障がいのある方

※介護保険制度の利用対象者は、利用対象外。

登録手続き

緊急時、受け入れ先でスムーズに必要な支援を行うため、事前登録が必要です。

登録希望者は、以下までご相談ください。

【身体に障がいのある方】 福島市社会福祉協議会指定相談支援事業所 電話:563-7765

【知的に障がいのある方】 清心荘指定相談支援事業所 電話:592-2020 【精神に障がいのある方】 相談支援センターリアン 電話:573-8425

窓

お問合せ…障がい福祉課 自立支援係 電話 525-3746 FAX 533-5263

申請窓口…障がい福祉課、上記「登録手続き」参照



地域活動支援センター事業

障がいのある方が通所により、創作的活動又は生産活動の機会を提供することにより、社会との交流の促進等の便宜を供与し、もって障がいのある方等の地域生活支援と社会参加の促進を図ります。

対 象 者

身体・知的・精神に障がいのある方及び障がい児

事業内容

【事業I型】

専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会の基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成等の事業を実施する。

【事業Ⅱ型】

地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある方に対し基礎的事業を実施するとともに、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

【事業Ⅲ型】

基礎的事業を実施するとともに、地域の障がいのある方のための援護対策に関する事業を実施する。

利用者負担額

無料

地域活動支援センター 一覧

種別	名 称	所 在 地	電話番号
I型	ひびき	福島市野田町二丁目 5-9	522-6886
Ⅲ型	共同作業所クリエイティブファクトリー	福島市上野寺字西原 42-3	592-1171
Ⅲ型	共同作業所ぽけっと	福島市瀬上町字荒町 78	553-5770
Ⅲ型	生きる	福島市渡利字三本木前 14	523-3853
Ⅲ型	小麦の家	福島市小倉寺字竹ノ内 5-6	573-1104

窓口

お問合せ…障がい福祉課 自立支援係 電話 525-3746 FAX 533-5263

申請窓口…各地域活動支援センター

腰の浜会館実施事業

腰の浜会館では障がいのある方を対象に、体操教室や手打ちそば教室、こものづくり教室、山野草 教室などを行うデイサービス事業を実施しています。詳細についてはお問い合わせください。

窓口

お問合せ…腰の浜会館 電話 533-5261 FAX 533-5262 申請窓口…腰の浜会館 電話 533-5261 FAX 533-5262



点字・声の広報等発行事業

「市政だより」や「市議会だより」を点字翻訳したものと、カセットテープやCDに音読録音したものを製作しています。「市政だより」は毎月1回発行、「市議会だより」は5月、8月、11月、2月の年4回発行しています。市議会議員の改選がある場合は9月(特別号)が発行されます。希望する世帯に送付します。

対 象 者

視覚に障がいのある方

利用者負担額

無料

窓口

お問合せ…(市政だより)広聴広報課 電話 525-3710 FAX 536-9828 (議会だより)議会事務局 議事調査課 電話 525-3776 FAX 534-2520

意思疎通支援者派遣事業

重度の聴覚に障がいのある方、難聴者等の意思の疎通を円滑にするため、手話通訳者派遣や要約筆 記奉仕員の派遣を行います。

対 象 者

重度の聴覚に障がいのある方及び音声・言語機能障がいのある方、中途失聴者、難聴者等

利用の要件

- ●手話通訳者派遣・・・・・医療、教育、職業に関する通訳等
- ●要約筆記奉仕員派遣・・・聴覚に障がいのある方が参加する会議、講演会等の主催者から申請が あった場合(ただし、入場料等を徴収する場合は除く。)

利用方法

●手話通訳者派遣

ファックスや窓口、またはEメール(<u>f. shuwa@f-shi shakyo.or.jp</u>)にてご申請ください。ファックスまたはEメールでご申請の場合は、<u>下記のとおり必要事</u>項を記入してください。 ※なお、「手話通訳派遣申込書」がありますので、お問い合わせください。

- ①氏名
- ②住所
- ③通訳の日にち・時間
- ④通訳場所
- ⑤待ち合わせ場所・時間
- ⑥通訳内容

●要約筆記奉仕員派遣

「要約筆記者派遣申請書」に必要事項を記入し、上記申請先へご申請ください。 ※申請書がありますので、お問い合わせください。

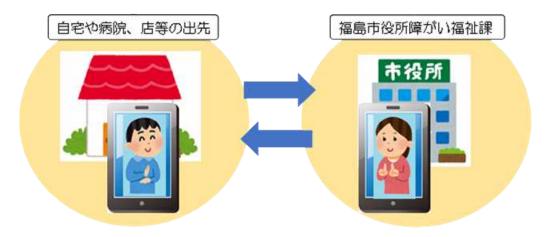
窓口

お問合せ…障がい福祉課 障がい庶務係 電話 525-3748 FAX 533-5263 申請窓口…障がい福祉課 障がい庶務係



遠隔手話通訳サービス

ビデオ通話機能を利用して、ろう者(※)と福島市設置手話通訳者が意思疎通を図るものです。 市役所への問い合わせなど、お持ちのスマートフォンやタブレットを使って手話で会話ができます。



※ろう者…聴覚に障がいのある方のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者。

対 象 者

福島市内に居住するろう者

利用方法

ご利用の際は事前に登録が必要です。

スマートフォンまたはタブレットをご持参のうえ、福島市役所障がい福祉課窓口にお越しください。 利用規約に同意のうえ、同意書に必要事項を記入いただきます。

「福島市遠隔手話通訳サービス利用に関する同意書」および「利用規約」は障がい福祉課窓口で取得または、福島市ホームページからダウンロードできます。

対応アプリ

LINE、FaceTime

対応時間

平日(土・日・祝日・年末年始を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで

窓口

お問合せ…障がい福祉課 障がい庶務係 電話 525-3748 FAX 533-5263 申請窓口…障がい福祉課 障がい庶務係

